

令和3年度答申第77号  
令和4年3月11日

諮問番号 令和3年度諮問第82号（令和4年2月9日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）1条1号所定の被爆者に該当すると主張して、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人が上記被爆者であることを確認することができないとして、本件申請を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

- (1) 被爆者援護法1条は、この法律において「被爆者」とは、同条各号のいずれかに該当する者であつて、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいうと規定し、同条1号には、「原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った者」

が掲げられている。

- (2) 被爆者援護法 2 条 1 項は、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地の都道府県知事に申請しなければならないと規定し、同条 3 項は、都道府県知事は、申請者が被爆者援護法 1 条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする規定している。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和 2 年 3 月 17 日、処分庁に対し、B 地に原子爆弾が投下された当時、求職中であった伯母の P（旧姓・Q。以下「伯母 P」という。）に連れられて B 地に滞在しており、C 地に居たときに被爆したとして、被爆者援護法 2 条 1 項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請（本件申請）をした。

（被爆者健康手帳交付申請書）

- (2) 処分庁は、令和 2 年 7 月 13 日付けで、審査請求人に対し、「あなたが、8 月 a 日に B 地にいた事実が確認できる客観的な資料や第三者の証言がありません。したがって、あなたが原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 1 条第 1 号に定める区域内にいたことの確認ができませんでした。」との理由を付して、本件申請を却下する処分（本件却下処分）をした。

（「被爆者健康手帳交付申請の却下について（通知）」と題する書面）

- (3) 審査請求人は、令和 2 年 8 月 19 日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (4) 審査庁は、令和 4 年 2 月 9 日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

## 3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人は、B 地に原子爆弾が投下された当時、3 歳であったが、求職中であった伯母 P に連れられて B 地に行っていたため、伯母 P と一緒に被爆した。伯母 P は、60 歳くらいで死亡する前に、審査請求人に対し、「B 地で被爆させて悪かった。誰にも言えなかった。」と言い残した。
- (2) 審査請求人は、小さいときから足が悪くて余り歩くことができず、また、歯茎がゴムみたいに伸びて、歯が全部抜けた。頭痛、吐き気、めまいが急

にひどくなり、小学校に行くこともできなかった。

(3) 審査請求人は、長い間、被爆者健康手帳の交付申請をしたいと思っていたが、証人がいないので、諦めていた。2年くらい前に審査請求人に発症した白血病は、被爆との関係がないとはいえないと聞き、やっとの思いで本件申請をしたが、証人がいないとして本件却下処分をされた。しかし、審査請求人が被爆した事実は、その病歴をみたら、分かるはずである。

(4) よって、本件却下処分の取消しを求める。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

1 審査庁は、審理員意見書にあるとおり、審査請求人が被爆者援護法1条1号の要件に該当することを確認することができないとして、本件審査請求は棄却すべきであるとしている。

2 審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人が本件申請時に提出した資料及び処分庁がした審査請求人に対する事情聴取の結果によれば、次のことが確認することができる。

ア 審査請求人は、当時、3歳であったため、当時のはっきりした記憶がない。

イ 審査請求人は、当時、母及び2名の兄と一緒にD地に居住していた。しかし、母及び2名の兄は既に死亡しており、当時のことを知っている知人や親戚等もいないため、審査請求人が被爆した事実を証明することができる人はいない。

ウ 昭和20年8月a日に審査請求人を連れてB地内で仕事探しをしていた伯母Pは、被爆者健康手帳を取得しておらず、また、既に死亡しているため、審査請求人が被爆した事実を確認することができない。

エ 伯母Pは、B地で仕事探しをするため、昭和20年8月4日からB地の友人宅に泊めてもらっていたが、その友人の氏名、住所等について、審査請求人が知っていることはない。また、当時のことが分かる証拠書類も一切ない。

(2) このため、審査請求人が被爆者援護法1条1号に定める区域内で被爆したという事実を第三者による証明等の客観的な資料によって確認することができない。

(3) 審査請求人の当時の記憶がどこまで確かなものであるかについては、疑問がある。そして、当時の状況についての審査請求人の申述内容は、伯母Pからの伝聞であることから、それを裏付ける客観的な資料がない限り、

当該申述内容に確証がないとの処分庁の判断には、一定の合理性がある。

(4) また、本件審査請求に当たり、審査請求人から関係事実を確認することができる新たな資料は提出されていない。

(5) したがって、本件却下処分は妥当であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付 : 令和2年8月19日

審理員の指名 : 同年10月7日

(本件審査請求の受付から約1か月半)

反論書の提出期限 : 同年12月11日

審理員意見書の提出 : 令和4年2月4日

(反論書の提出期限から約1年2か月)

本件諮問 : 同月9日

(本件審査請求の受付から約1年5か月半)

(2) そうすると、本件では、①本件審査請求の受付から審理員の指名までに約1か月半、②反論書が提出されずにその提出期限を徒過してから審理員意見書が提出されるまでに約1年2か月を要した結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年5か月半もの長期間を要している。しかし、特に、上記②の手続については、上記のような長期間を要したことに特段の理由があったとは考えられない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に改善する必要がある。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

#### 2 本件却下処分の違法性又は不当性について

(1) 本件では、B地に原子爆弾が投下された際、審査請求人がB地に居て被爆したか否かが問題となっている。

この点について、審査請求人は、求職中であった伯母Pに連れられてB地に行っていたときに被爆したと主張する(上記第1の3の(1))が、その当時の状況等は、審査請求人が本件申請をした際の資料(被爆者健康手帳交付申請書、申述書、理由書及び調書)によれば、次のとおりである。

ア 伯母Pは、仕事探しのために、昭和20年8月4日に審査請求人を連れてB地に行き、友人宅に1週間くらいの予定で泊めてもらい、毎日、B地内の仕事を何軒も回った。伯母Pは、B地に原子爆弾が投下された日（昭和20年8月a日）も、審査請求人を連れてB地内で仕事探しをしていた。伯母Pと審査請求人は、C地に居たときに一緒に被爆した。

イ 伯母Pは、昭和50年4月28日に死亡しているため、本件申請において、伯母P作成の被爆証明書を添付することができない。

ウ B地で泊めてもらった伯母Pの友人宅の住所や友人の氏名等は、分からない。審査請求人の母及び2名の兄は既に死亡しているし、当時のことを知っている知人、親戚等もない。また、当時のことが分かる証拠書類も一切ない。

以上によれば、B地に原子爆弾が投下された際、審査請求人が伯母Pに連れられてB地に居たことを確認することができない。

なお、処分庁は、各都道府県並びに広島市及び長崎市に対し、伯母Pによる被爆者健康手帳の交付申請の有無について、2回にわたり（1回目は婚姻後の氏名である「P」で、2回目は婚姻前の氏名である「Q'」で）照会をしているが、該当する交付申請は見当たらなかった（令和2年3月25日付けの照会文書及び同月31日付けの回答文書、同年5月26日付けの照会文書及び同月28日付けの回答文書）とのことであるから、伯母Pは、被爆者健康手帳の交付申請をしていないと認めるのが相当である。そうすると、伯母PがB地で被爆したことも確認することができない。

- (2) 上記(1)で検討したところによれば、B地に原子爆弾が投下された際、審査請求人がB地に居て被爆したことを確認することができない。そして、一件記録を精査しても、B地に原子爆弾が投下された際、審査請求人がB地に居て被爆したことを確認することができる資料は見当たらない。
- (3) したがって、審査請求人は、被爆者援護法1条1号所定の被爆者に該当しないから、本件却下処分は、違法又は不当であるとはいえない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原				優
委	員	野	口	貴	公	美
委	員	村	田	珠		美